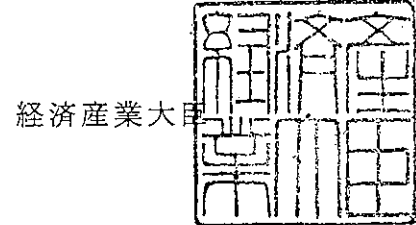


経済産業省

平成15・07・28原第40号

平成16年1月30日

原子力委員会委員長 殿



関西電力株式会社美浜発電所の原子炉の設置変更（3号原子炉施設の変更）  
について（諮問）

関西電力株式会社取締役社長 藤 洋作 から平成15年7月28日付け関原発第63号（平成16年1月16日付け関原発第140号をもって一部補正）をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり法第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準に適合していると認められるので法第26条第4項において準用する法第24条第2項の規定に基づき、当該基準の適用について、貴委員会の意見を求める。



核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準への適合について

本申請に係る変更内容は、関西電力株式会社美浜発電所の3号原子炉施設において、使用済燃料の発生量の低減を目的として、燃料集合体の最高燃焼度を高めた燃料を使用するものである。

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第24条第1項第1号（平和利用）

本申請については、

- ・原子炉の使用の目的（商業発電用）を変更するものではないこと
  - ・発生する使用済燃料は、発電所内での貯蔵・管理の後、国内の再処理事業者又は我が国が平和利用協定を締結している国の再処理事業者で再処理するという方針を変更するものではないこと
  - ・海外において再処理を行う場合、再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰り、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けるという方針を変更するものではないこと
- から、原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。

2. 法第24条第1項第2号（計画的遂行）

本申請については、

- ・使用済燃料の発生量の低減を目的とするものであり、原子力発電を「基幹電源に位置付け、最大限に活用」という我が国の原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画（以下、「長期計画」という。）の方針に沿ったものであること
  - ・発生する使用済燃料は、発電所内で適切に貯蔵・管理の後、国内の再処理事業者又は我が国が平和利用協定を締結している国の再処理事業者で再処理するという方針を変更するものではなく、長期計画における我が国の核燃料サイクルに対する国の基本的考え方に沿ったものであること
  - ・本原子炉の運転に伴い必要な核燃料物質については、計画的に確保することとしていること
  - ・発生する放射性廃棄物は、長期計画の方針に沿って処理処分するという方針を変更するものではないこと
- から、原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがないものと認められる。

3. 法第24条第1項第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本申請に係る変更は工事を伴わないことから、工事に要する資金及び調達計画は必要としない。このことから、原子炉を設置変更するために必要な経理的基礎については問題ないと認められる。